

# 運 營 規 程

## 予防訪問介護事業所 LUNA 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 Minas が開設する予防訪問介護事業所 LUNA (以下「事業所」という。)が行う訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護事業所 LUNA
- (2) 所在地 長野県上田市下之条 149-58 諏訪田テナントビル 101 号室

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
- (3) サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る
- (4) 調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (5) 訪問介護員等 常勤換算 3.2 名以上(サービス提供責任者を含む。)
  - ① 訪問介護員等は、訪問介護等の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日
- (2) 営業時間 24 時間対応
- (3) 上記営業日・営業時間以外でも電話等により、24時間常時連絡が可能な体制
- (4) サービスの提供は、365日、24時間

(訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとする。訪問介護を提供した場合の利用料

の額は介護報酬の告示上の額とし、訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額とする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護
- (3) 生活援助

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族(以下、「利用者等」という。)に対して事前に文書で説明をした上で、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、上田市の区域とする。一部地域相談による

(青木村・坂城町・東御市)

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合

その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項における対応を行った場合には、速やかに管理者に報告します。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 事業者は、訪問介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ます。

(提供拒否の禁止)

第10条 事業者は、正当な理由なく訪問介護サービスの提供を拒みません。

(身分を証する書類の携行)

第 11 条 事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から身分を証する書類の提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 12 条 事業者は、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する訪問介護サービスの提供は致しません。

(緊急時の対応)

第 13 条 訪問介護員等は、現に訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(衛生管理等)

第 14 条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

2 事業者は事業所の整備、備品等について衛生的に管理を行います。

(秘密保持等)

第 15 条 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏洩致しません。

2 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていきます。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書によりその同意を取得していきます。

(介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 16 条 事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与いたしません。

(事故発生時の対応)

第 17 条 事業者は利用者に対する訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてまいります。

2 事業者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について全記録いたします。

3 事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ってまいります。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第18条 事業所は、訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

3 事業所は、訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第19条 事業所は、訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を東御村に対して届け出ること等により、訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行います。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第20条 事業者は、居宅サービス計画作成されている場合は、計画に沿った訪問介護を提供します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定めます。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、東御村へ報告します。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間(事故及び苦情に関する記録は5年間)保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 Minas 訪問介護事業所 LUNA と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和7年5月16日から施行する。